

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案参照条文

○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成二十一年四月一日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受ける権利を得た者で、同日において日本の国籍を有しているもの（同日において離縁によつて死亡した者との親族関係が終了しているものを除く。）をいう。ただし、当該死亡した者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）で、次の各号の一に該当するものを除く。

一 死亡した者の死亡の日以後遺族援護法第三十五条第一項に規定する遺族（以下この項及び次条において「遺族」という。）以外の者と婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。以下同じ。）をした配偶者のうち、同法第三十六条第一項第一号括弧中のただし書の規定に該当したため同号の順位の遺族として弔慰金を受ける権利を取得した配偶者（遺族以外の者と法律上の婚姻をした配偶者を除く。）で、その権利を取得した当時同項第二号から第九号までに掲げるいづれかの者があつたもの

二 弔慰金を受ける権利を取得した後平成二十一年四月一日前に遺族以外の者と婚姻をした配偶者（死亡した者と同じ氏を称していた配偶者で、その氏を改めないで法律上の婚姻をしたものを除く。）

2 次の各号に掲げる者は、前項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなす。

一 死亡した者が昭和十六年十二月八日以後に死亡したとしたならば、弔慰金を受ける権利を取得したこととなる者

二 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者が同月七日以後負傷し、又は疾病にかかつたとし、昭和十六年十二月八日以後に死亡したとしたならば、弔慰金（遺族援護法第三十四条第一項の規定により支給するもの（同条第二項の規定の適用によるものを除く。）に限る。）を受ける権利を取得したこととなる者

3 弔慰金を受ける権利を取得した者（前項の規定により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者を含む。次条において同じ。）が次の各号の一に該当する場合において、平成二十一年四月一日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、

第一項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなす。

一 平成二十一年四月一日において、死亡しているとき、日本の国籍を有していないとき、又は離縁によつて死亡した者との親族関係が終了しているとき。

二 配偶者については、第一項各号の一に該当するとき。

第二条の二 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第三項各号の一に該当する場合において、平成二十一年四月一日に当該死亡した者の子がなかったとき（当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していなかったとき、又は離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了していたときを含む。）は、遺族援護法第二十四条第一項に規定する父母、孫若しくは祖父母又は同法第三十一条第一項第六号に規定する兄弟姉妹（死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していた者に限る。）で、同日において次の各号に該当しなかったもののうち、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

一 日本の国籍を有していない者

二 離縁によつて死亡した者との親族関係が終了している者

三 死亡した者の死亡の日以後縁組したことにより遺族以外の者の養子となつてゐる者

四 死亡した者の死亡の日以後遺族以外の者と婚姻（氏を改めない法律上の婚姻を除く。）し、当該婚姻の解消若しくは取消しをしていないか、又は当該婚姻の解消若しくは取消しをした後死亡した者の死亡の当時称していた氏に復していない者

2 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第三項各号の一に該当し、かつ、平成二十一年四月一日に当該死亡した者の子がなかった場合（当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していなかった場合又は離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了していた場合を含む。次項において同じ。）であつて、同日において前項の規定により戦没者等の遺族とみなされる者がなかったときは、遺族援護法第三十五条第一項に規定する父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、同日において前項第一号又は第二号に該当しなかったもののうち、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

3 弔慰金を受ける権利を取得した者が前条第三項各号の一に該当し、かつ、平成二十一年四月一日に当該死亡した者の子がなかった場合において、同日において前二項の規定により戦没者等の遺族とみなされる者がなかったときは、遺族援護法第三十五条第一項に規定する配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の日まで引き続き一年以上その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者（死亡した者の遺族援護法第二条第一項に規定する軍人軍属たることによる勤務がなく、又はその者が同条第三項に規定する準軍属とならなかつたならば、この条件に該当していたものと認められる者を含む。）に限る。）で、同日において第一項第一号又は第二号に該当しなかったもののうち、死亡した者の葬祭を行った者、その他の者の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

第二条の三 戦没者等の遺族が平成二十一年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上生死不明の場合において、その者が同日において死亡していたとしたならば戦没者等の遺族となるべき者があるときは、その者の申請により、その者を戦没者等の遺族とみなすことができる。

2 前項の規定により戦没者等の遺族となるべき者が生死不明である場合も、同項と同様とする。

（特別弔慰金の支給）

第三条 戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。ただし、死亡した者の死亡に関し、平成二十一年四月一日において、当該戦没

者等の遺族が恩給法（大正十二年法律第四十八号）第七十五条第一項第二号に規定する扶助料、遺族援護法第二十三条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は遺族給与金その他これらに相当する給付を受ける権利を有する場合又は他にこれらの権利を有する者がある場合は、この限りでない。

（特別弔慰金の額及び記名国債の交付）

第五条 特別弔慰金の額は、死亡した者一人につき二十四万円とし、六年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは財務省令で定める。

※ 第五項は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十号）にて改正。（平成二十七年四月一日施行）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（抄）

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部改正）

第二十三条 次に掲げる法律の規定中「前四項」を「前各項」に、「事項は、」を「事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは」に改める。

一 （略）

二 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第五条第五項

三 （略）